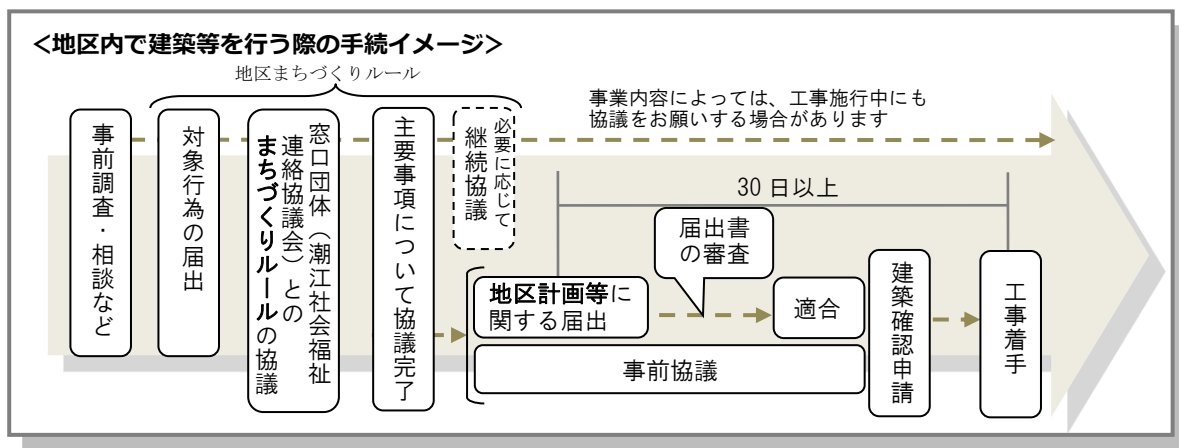


潮江地区まちづくりルール

潮江地区の区域内で対象となる行為を行う際には、**事前協議**（尼崎市住環境整備条例第 23 条の規定による協議）及び地区計画等に関する届出までにまちづくり推進団体である潮江社会福祉連絡協議会との協議が必要となります（下図、「地区内で建築等を行う際の手続イメージ」参照）。手続の詳細については尼崎市ホームページ※よりご確認ください。

※ 尼崎市ホームページ内のサイト内検索から「地区まちづくりルールに関する手続について」、又は市報 ID 検索より ID 番号「1011862」でご検索ください。



※「窓口団体」とは、まちづくり推進団体をいいます。

■ 窓口団体「潮江社会福祉連絡協議会」 平成 30 年 6 月 21 日尼崎市まちづくり推進団体認定第 1 号

※窓口団体代表者（担当者）の氏名、連絡先については、都市計画課の窓口でお尋ねください。

■ 協議の対象となる行為

建築物の建築、用途の変更、工作物の建設、土地の区画形質の変更
（市への事前協議申請又は地区計画の届出を予定するもの）

■ 潮江地区まちづくりルール 平成 30 年 6 月 21 日尼崎市地区まちづくりルール認定第 1 号

まちづくりの方針

「安全・安心・快適に住み続けられるまちづくり」をまちづくりの基本方針とし、以下に留意してまちづくりを進めます。

①安全・安心・快適に暮らせる住宅地

安全・安心で快適な住環境を創出・維持していくため、周辺宅地への日照やプライバシー等への配慮等や通行しやすい道路空間の実現に努めます。

②緑を感じるまち

潤いのあるまちなみを形成するため生垣・植栽等による緑化を進めます。

③住民が支えあいふれあいあるまち

地域の住民、事業者一人ひとりが住民としての自覚を持ってまちづくりルールを守り、積極的にまちづくりに参加・協力します。

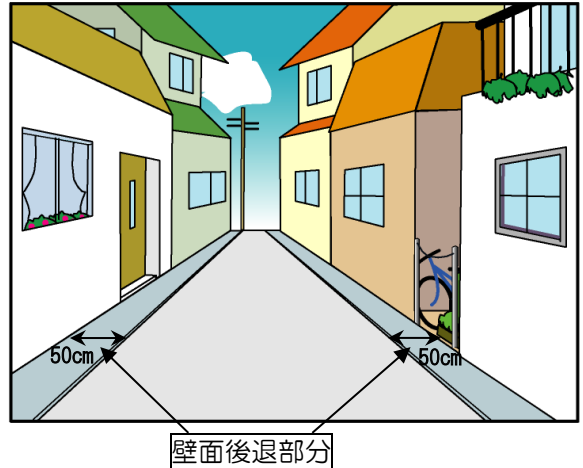
建物・土地等に関するルール

1 建物の建て方

- 1) 道路衛生の確保や将来の電柱移設に配慮して、建物はできるだけ道路から離して配置しましょう。
- 2) 隣近所の建て方に配慮して、お互いに気持ちよく住めるように計画しましょう（窓の位置、北側の日照や通風など）。

2 壁面後退部分(道路から最低 50cm の部分) の使い方

- 1) 自動車(緊急車両含む)や住民の通行の支障となる以下のものは置かないようにしましょう（高さ2.5mを超える部分を除きます）。
 - ・工作物など（塀・フェンス、生垣、門、自動車車庫、郵便受、インターフォン、バリカーなど）。
 - ・敷地内段差（玄関階段・ポーチ、デッキ、花壇など）。
 - ・設備（エアコン屋外機、設備メーターなど）。
 - ・その他（植栽、植木鉢、自動車、バイク、自転車など）。
- 2) 隣地境界の塀を隣地と共有している場合でも、隣地と協力してできるだけその塀の撤去を行うようにしましょう。
- 3) 道路から 50cm の部分はできるだけ明示しましょう。



3 道路

開放感、清潔感のある、人も車も通行しやすい道路空間の実現に配慮しましょう。
※電柱や側溝の移動、道路の舗装など

4 緑化

- 1) 潤いのある町並みを創るために、敷地や境界で花や緑を育てましょう。
- 2) 壁面後退部分の内側で垣やさくを設置する場合は、生垣や、フェンスと植栽の組合せなどとしましょう。
※地区計画でも同じルールを定めています。

暮らしのマナーに関するルール

1 あいさつ

あいさつを基本に、顔の見える、コミュニケーションの取れる温かい人間関係を築きましょう。

2 まちの安全

- 1) 緊急時に隣近所で助け合えるよう、安全な地域づくりについて関心や知識を高めましょう。
- 2) 日頃から火の元管理に気をつけて、火事を出さないようにしましょう。
- 3) 避難路の安全を守るために壁面後退部分に燃えやすいものや固定物を置かないようにしましょう。
- 4) 特に、多くの人が避難する主要な道路に面する敷地では、万が一に備えて、日頃から物を置かないようにしましょう。
- 5) いつでも、誰でも安心して通れるように、自転車や植木鉢などの置き方にも配慮しましょう。

3 工事に際しての注意

- 1) 工事前にはご近所に一声かけるようにしましょう。
- 2) 必要に応じて 工事協定の締結や協議内容によっては工事着工後の現場確認をお願いする場合があります。

4 地区計画及びまちづくりルールの周知

- 1) 土地・建物所有者へ地区計画及びまちづくりルールの周知及び機会に応じてパンフレット等の資料配布を行う。
- 2) 地区計画及びまちづくりルールを良く理解し、お互いに守りましょう。